

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人鹿屋体育大学の役員報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則により、勤勉手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、学長がその者の職務実績に応じ、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て決定する。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 人事院勧告に準拠して、俸給月額を約0.5%引下げた。 }

理事 { 同上 }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 該当者なし }

監事(非常勤) { 改定なし }

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 14,799	千円 10,942	千円 3,857	千円 ( )			
A理事	千円 6,021	千円 3,686	千円 1,415	千円 12 (通勤手当) 378 (単身赴任手当) 530 (地域手当)		9月30日	◇
B理事	千円 10,877	千円 8,006	千円 2,822	千円 49 (通勤手当)			
C理事	千円 5,547	千円 3,497	千円 1,351	千円 12 (通勤手当) 408 (単身赴任手当) 279 (地域手当)	10月1日		◇
D理事 (非常勤)	千円 555	千円 555	千円	千円 ( )		7月31日	※
E理事 (非常勤)	千円 1,110	千円 1,110	千円	千円 ( )	8月1日		
A監事 (非常勤)	千円 1,118	千円 1,118	千円	千円 ( )			※
B監事 (非常勤)	千円 1,118	千円 1,118	千円	千円 ( )			

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。  
(表中は、地域手当の異動保障が異動日より2年間支給されるもの。)

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
理事B						該当者なし	
理事C						該当者なし	
理事D (非常勤)						該当者なし	
理事E (非常勤)						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	
監事B (非常勤)						該当者なし	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標に掲げる人事の適正化に関する目標を達成するために、人的資源の効果的な活用を図りつつ、人員の計画的・効率的な配置を行い、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減の取組み及び中期計画目標期間中の人件費の見積りの範囲内での人件費の管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務実績・成績を昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月間の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	1月1日の昇給日前1年間の勤務を評価し、勤務成績に応じて昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた

1. 本給月額を平均0.23%引下げた。
2. 平成21年度減額改定対象職員である者に係る経過措置基準額を現行の経過措置基準額に99.1/100を乗じて得た額とした。
3. 本給の調整額を一部引下げた。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

1. 本給月額
  - (1) 役員、一般職(一)7級以上、教育職5級(教授)等の役職員……………▲9.77%
  - (2) 一般職(一)3～6級、教育職3・4級(講師、准教授)等の職員……………▲7.77%
  - (3) 一般職(一)2級以下、教育職2級(助教)、医療職2級以下等の職員……………▲4.77%
2. 管理職手当……………一律▲10%
3. 期末手当及び勤勉手当……………一律▲9.77%
4. 本給月額に連動する手当等の減額支給
  - (1) 地域手当等の本給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の月額  
は、減額後の本給月額等の月額により算出
  - (2) 超過勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額及び休職者の給与  
は、減額後の本給月額等の月額により算出

## 2 職員給与の支給状況

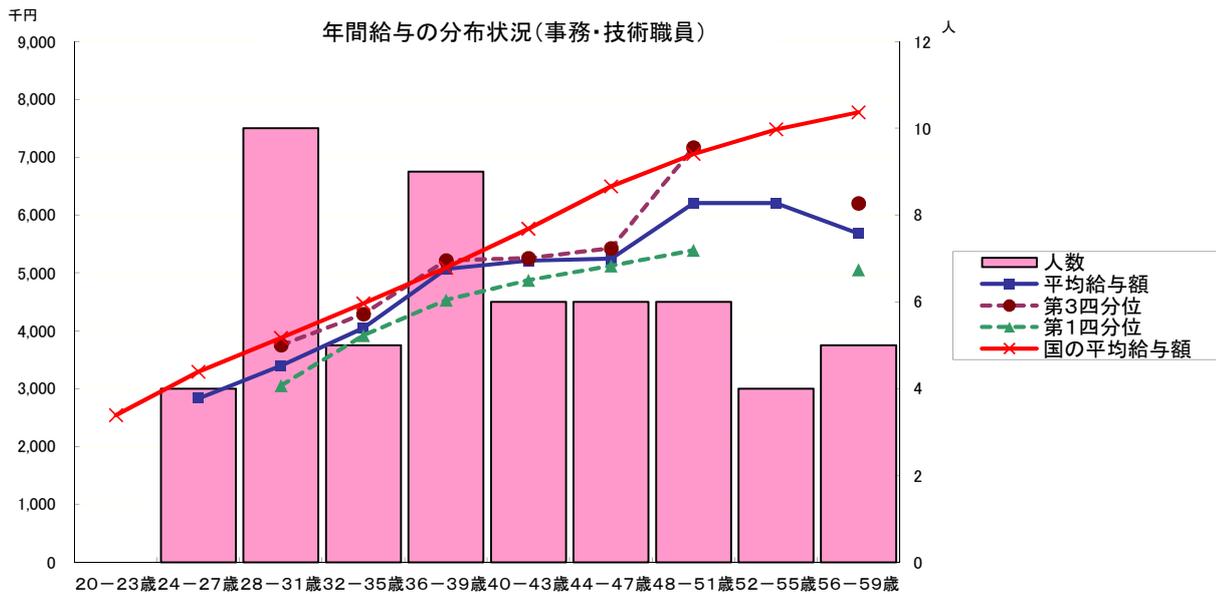
### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 111	歳 44.2	千円 6,122	千円 4,578	千円 70	千円 1,544
事務・技術	人 55	歳 40.8	千円 4,877	千円 3,701	千円 71	千円 1,176
教育職種 (大学教員)	人 56	歳 47.6	千円 7,344	千円 5,440	千円 69	千円 1,904
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者なしのため省略する。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



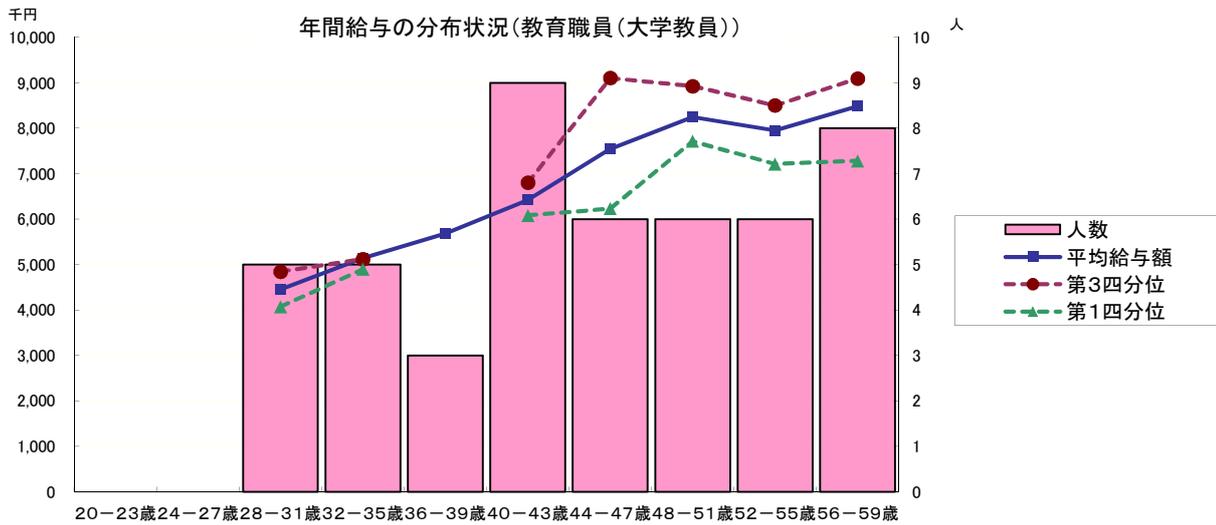
注: 年齢24～27歳、年齢52～55歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円
課長	4	46.3	-	7,223
副課長(課長補佐相当職)	5	55.5	6,206	6,389
係長	22	44.6	4,969	5,442
主任	4	38.3	-	4,321
係員	20	32.4	3,023	3,542

注: 課長、主任の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢36～39歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
教授	25	55.8	8,380	9,534
准教授	10	49.8	6,899	7,357
講師	10	40.8	5,882	6,476
助教	11	33.0	4,501	5,100

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	課長	課長	課長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	55	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	3 (5.5%)	4 (7.3%)	5 (9.1%)	22 (40.0%)	14 (25.5%)	7 (12.7%)
年齢(最高 ～最低)					51～42	57～39	57～50	49～35	56～28	28～24
所定内給与 年額(最高 ～最低)					6,025～5,146	5,465～4,802	4,636～4,186	4,444～3,257	3,864～2,324	2,411～2,031
年間給与 額(最高 ～最低)					7,920～6,715	7,090～6,428	6,206～5,688	5,888～4,289	5,054～3,056	3,117～2,673

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教 助手	
人員 (割合)	56 (100%)	25 (44.6%)	10 (17.9%)	10 (17.9%)	11 (19.6%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		64～47	63～40	48～33	45～28	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,653～5,262	5,677～4,719	4,997～3,965	4,156～2,880	
年間給与 額(最高～ 最低)		10,478～7,213	7,763～6,396	6,802～5,381	5,546～3,781	

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.1	68.0	67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	32.0	33.0
	最高～最低	34.5～33.3	34.4～30.4	34.1～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	67.8	66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0	32.2	33.6
	最高～最低	40.5～32.1	37.8～21.3	37.9～27.2

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1	67.7	66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9	32.3	33.6
	最高～最低	37.7～32.9	35.0～30.1	36.3～31.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.7

対他の国立大学法人等

94.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

89.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	86.7
	参考	地域勘案 94.6
		学歴勘案 87.4
	地域・学歴勘案	94.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.5% (国からの財政支出額 1,603百万円、支出予算の総額 2,273百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 本学は体育系単科の大学であり、体育実技の指導者養成を使命の一つとしている大学であるという特殊性から、自然科学系の研究大学と比して外部資金の獲得が難しいのが現状である。 外部資金の獲得については、科学研究費補助金や国が行うプロジェクト等に対して積極的に申請を行っているが、今後とも引き続き努力するとともに、効率的な運営を行い、支出の削減に努める。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	—	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 838,935	千円 905,190	千円 (%) △ 66,255 (△7.3)	千円 (%) △ 62,962 (△7.0)
退職手当支給額 (B)	千円 61,843	千円 67,619	千円 (%) △ 5,776 (△8.5)	千円 (%) △ 27,236 (△30.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 106,174	千円 105,494	千円 (%) 680 (0.6)	千円 (%) 9,552 (9.9)
福利厚生費 (D)	千円 52,533	千円 52,721	千円 (%) △ 188 (△0.4)	千円 (%) 4,787 (10.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,059,485	千円 1,131,024	千円 (%) △ 71,539 (△6.3)	千円 (%) △ 75,859 (△6.7)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の前年度との比較について

「給与、報酬等支給総額」: 人事院勧告・特例法に基づく給与減額支給措置により、7.3%の減となった。

「最広義人件費」: 人事院勧告・特例法に基づく給与減額支給措置及び退職者が前年度に比べて少数だったため、6.3%の減となった。

(特例法に基づく給与減額支給措置に関する削減額: 47,647千円)

##### ②退職手当支給額について

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員及び職員について支給水準の引下げ(調整率:0.87)措置を講じた。

##### 【経過措置】

平成25年1月1日～平成25年9月30日

調整率:0.98

平成25年10月1日～平成26年6月30日

調整率:0.92

(上記、退職手当の削減額: 1,956千円)

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

○「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員及び職員について支給水準の引下げ(調整率:0.87)措置を講ずる事とした。

##### 【経過措置】

平成25年1月1日～平成25年9月30日

調整率:0.98

平成25年10月1日～平成26年6月30日

調整率:0.92